

ほったにすけさいこう 特集 堀田仁助再考

— 評価されない裏事情を解き明かす —



相州浦賀で新造された朱塗唐風の「神風丸(しんぷうまる)」1460石積
(蝦夷地開発記／鈴木周助 15・16頁より画像ソフトでイメージ加工)

令和5年(2023)11月

y. arase

《2部》

目次 2部

[6. 史料1](#)

[《トップページへ》](#)

6. 史料 1.

天文方の観測施設の変遷

貞享2年	1685	牛込藁町(わらまち)に渋川春海 司天台を設置
元禄2年	1689	本所に移転
元禄14年	1701	神田駿河台に移転
延享3年	1746	神田佐久間町に移転(春海没後)
明和2年	1765	牛込藁店(わらだな)に移転(現新宿袋町6 日本出版クラブ会館)
天明2年	1782	浅草天文台(頒曆所(はんれきしよ)とも)に移転(現浅草橋3丁目界隈) 天文台の呼称採用
天保13年	1842	九段坂上に渋川家専用設置天文観測に従事(渋川影佑らの尽力)
明治2年	1869	「天文方」とともに「浅草・九段両天文台」廃止

堀田仁助算額奉納

1.天明8年3月	妙見堂	墨田区本所	フジサダスケモンジン 藤田貞資門人	ホツタイズタダ 堀田泉伊	収蔵先	シンベキサンボウ 神壁算法
2.寛政2年2月	鶴岡八幡宮	鎌倉市雪ノ下	全	全	全	全
3.文化3年正月	二カッ義経社	不明	全	全	収蔵先	続神壁算法

天明2年(1782)暦作御用手伝拜命後に、額に数学の問題や解法を記して、神社に奉納したもので、現在3ヶ所に奉納されていることが確認されています。

<http://www.wasan.earth.linkclub.com/jinpeki/jinpeki.html>

「神壁算法」は寛政元年(1789)刊 主に、藤田門下の算額を蒐集して刊行したもの。

「続神壁算法」は文化3年序、文化4年刊 寛政8年から文化3年までの16年間に掲げられた算額48面を蒐集して刊行したもの。

渋川家(天文方)

ハルミ ヒサタダ ヒロタダ ヒロナリ ノリヨシ ミツヒロ マサキヨ マサテル カゲスケ ヒロナガ ハイチャウ スケカタ ヨシノリ
 渋川春海－昔尹－敬尹－敬也－則休－光洪－正清－正陽－景佑－(敬直…廃嫡)－佑賢－敬典

1.渋川春海(安井算哲 通称:助左衛門)	1685－1711年	初代幕府天文方 貞享暦の作成者
2.渋川昔尹(通称:亀之助、図書)	1711－1715年	幕府天文方
3.渋川敬尹(通称:右門)	1715－1726	幕府天文方
4.渋川敬也(入間川重恒 通称:市十郎、図書)	1726－1727年	幕府天文方
5.渋川則休(通称:六蔵)	1727－1750年	幕府天文方
6.渋川光洪(通称:孫次郎、図書)	1750－1771年	幕府天文方
7.渋川正清(光洪の養子 通称:孫次郎、主水)	1771－1799年	幕府天文方
8.渋川正陽(正清の養子 通称:勝次郎、富五郎)	1799－1808年	幕府天文方
9.渋川景佑(正陽の養子 通称:善助、助左衛門)	1808－1856年	幕府天文方 天保暦の作成者
10.渋川佑賢(通称:孫太郎、膳司、助左衛門)	1845－1851年	老中水野忠邦が失脚すると罪を問われ豊後へ配流、廃嫡
11.渋川敬典(通称:孫太郎)	1857年(3－10月)	幕府天文方
	1857－1869年	幕府天文方

(参照) ウィキペディア

2:

十干別 干支一覽早見表

きのえ		きのと		ひのえ		ひのと		つちのえ		つちのと		かのえ		かのと		みづのえ		みづのと	
No	甲	No	乙	No	丙	No	丁	No	戊	No	己	No	庚	No	辛	No	壬	No	癸
1	きのえね 甲子	2	きのとうし 乙丑	3	ひのえとら 丙寅	4	ひのとう 丁卯	5	つちのえたつ 戊辰	6	つちのとみ 己巳	7	かのえうま 庚午	8	かのとひつじ 辛未	9	みづのえさる 壬申	10	みづのととり 癸酉
11	きのえいぬ 甲戌	12	きのとみ 乙亥	13	ひのえね 丙子	14	ひのとうし 丁丑	15	つちのえとら 戊寅	16	つちのとう 己卯	17	かのえたつ 庚辰	18	かのとみ 辛巳	19	みづのえうま 壬午	20	みづのとひつじ 癸未
21	きのえさる 甲申	22	きのととり 乙酉	23	ひのえいぬ 丙戌	24	ひのとい 丁亥	25	つちのえね 戊子	26	つちのとうし 己丑	27	かのえとら 庚寅	28	かのとう 辛卯	29	みづのえたつ 壬辰	30	みづのとみ 癸巳
31	きのえうま 甲午	32	きのとひつじ 乙未	33	ひのえさる 丙申	34	ひのととり 丁酉	35	つちのえいぬ 戊戌	36	つちのとい 己亥	37	かのえね 庚子	38	かのとうし 辛丑	39	みづのえとら 壬寅	40	みづのとう 癸卯
41	きのえたつ 甲辰	42	きのとみ 乙巳	43	ひのえうま 丙午	44	ひのとひつじ 丁未	45	つちのえさる 戊申	46	つちのととり 己酉	47	かのえいぬ 庚戌	48	かのとい 辛亥	49	みづのえね 壬子	50	みづのとうし 癸丑
51	きのえとら 甲寅	52	きのとう 乙卯	53	ひのえたつ 丙辰	54	ひのとみ 丁巳	55	つちのえうま 戊午	56	つちのとひつじ 己未	57	かのえさる 庚申	58	かのととり 辛酉	59	みづのえいぬ 壬戌	60	みづのとい 癸亥

十干:甲・乙・丙・丁・戊・己・庚・辛・壬・癸の10種類

十二支:子・丑・寅・卯・辰・巳・午・未・申・酉・戌・亥の12種

【参考Web】干: ウィキペディア (Wikipedia) 最終更新 2023年6月7日 (水) 08:02

(方位)

東西南北の四方位が卯・酉・午・子

北東・南東・南西・北西は「うしとら「艮」」「たつみ「巽」」「ひつじさる「坤」」「いぬい「乾」」

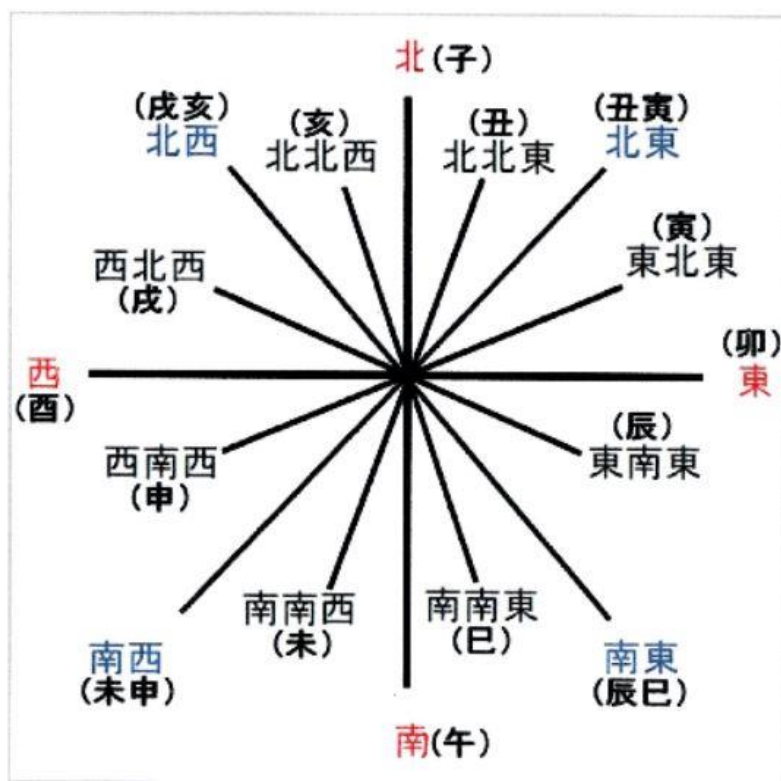
北東を「鬼門」、南西を「裏鬼門」と忌む

(ウィキペディア参照し表作成)

江戸の刻 (とき)

子刻 23:00~ 1:00	0時-夜九ツ (子ノ刻)	1時-九ツ半
丑刻 1:00~ 3:00	2時-夜八ツ (丑ノ刻)	3時-八ツ半
寅刻 3:00~ 5:00	4時-暁七ツ (寅ノ刻)	5時-七ツ半
卯刻 5:00~ 7:00	6時-明け六ツ (卯ノ刻) *日の出の30分前	7時-六ツ半
辰刻 7:00~ 9:00	8時-朝五ツ (辰ノ刻)	9時-五ツ半
巳刻 9:00~ 11:00	10時-昼四ツ (巳ノ刻)	11時-四ツ半
午刻 11:00~ 13:00	12時-昼九ツ (午ノ刻)	13時-九ツ半
未刻 13:00~ 15:00	14時-昼八ツ (未ノ刻)	15時-八ツ半
申刻 15:00~ 17:00	16時-夕七ツ (申ノ刻)	17時-七ツ半
酉刻 17:00~ 19:00	18時-暮れ六ツ (酉ノ刻) *日没の30分前	19時-六ツ半
戌刻 19:00~ 21:00	20時-宵五ツ (戌ノ刻)	21時-五ツ半
亥刻 21:00~ 23:00	22時-夜四ツ (亥ノ刻)	23時-四ツ半

16 方位



16 方位

北=子 (ね)	北北東=丑 (うし)	北東=丑寅 (うしとら)	東北東=寅 (とら)
東=卯 (う)	東南東=辰 (たつ)	南東=辰巳 (たつみ)	南南東=巳 (み)
南=午 (うま)	南南西=未 (ひつじ)	南西=未申 (ひつじさる)	西南西=申 (さる)
西=酉 (とり)	西北西=戌 (いぬ)	北西=戌亥 (いぬい)	北北西=亥 (い)

※ 亥子(いね) (4部 2頁 1~2行)

7月朔日、辰6分(朝9時過ぎ)品川沖出帆す、江戸城亥子(いね) (真北より西より)の方に見る。
(北=子(ね) 北北西=亥(い))

[\[目次に戻る\]](#)

[《トップページへ》](#)

4:

「蝦夷地取締御用掛」任命

寛政十一未年正月十六日 采女正戸田氏教朝臣 達し(ふれ) 給ふ。

蝦夷地取締御用掛任命

松平信濃守
石川左近将監
羽太庄左衛門
大河内善兵衛
三橋藤右衛門

今度異国境御取締仰付けられ候に付、東奥蝦夷地の内、島々まで当分御用地に相成り、其方共御用仰付けられ候。是まで松前若狭守右の土地より年々収納の分は、公儀より若狭守え相渡り候様成し下され候に付、右の場所には万端其方共差図に任せ候様、若狭守え申渡し候間其意を得られ尚土地の様子も追々申談の上見分これ有り、蝦夷人教育の儀を始め、風俗を替え候儀、並に交易の趣法までも存じ寄りに任せ、一体開国の御趣意を含み、服従いたし候儀第一に心得らるべく候右御用の儀は深き御趣意にて仰出され候儀にこれ有り、御国境の事にも候えば其心得を以て銘々粉骨を尽し、今度の御趣意に違はざる様進退差引精勤致さるべく候。尤も止むを得ざる儀は伺に及ばず取計らい申さるべく候。御入用向等の儀は少なからざる儀にもこれ有るべく候間、追々相伺わるべく候。

寛政十一未年正月十六日

「函館市史 デジタル版」第1巻、第3章 幕府直轄下の箱館、第1節 東蝦夷地直轄の経緯 より

<https://adeac.jp/hakodate-city/text-list/d100010/ht031040>

■出典は「休明光記 /羽太庄左衛門正義」（北海道未公開古文書集成第四巻 卷之一 34-35 頁か）又は（北海道大学附属図書館 北方資料室のデータベース「休明光記 1 / 羽太正義(日本北辺関係旧記目録) 全」 24-26 頁か）

寛政十年12月、特に書院番頭松平信濃守忠明を抜てきして蝦夷地警衛の事に当らせ、翌11年正月、勘定奉行石川左近将監忠房、目付羽太庄左衛門正義、および大河内政寿、三橋成方にも同様の命が出、蝦夷地のことはこの5人が当ることになり、渡辺胤は江戸にあってその事にあずかり、老中戸田采女正氏教、若年寄立花出雲守種周が総括することになり、上の命が発せられた。

(松平評)

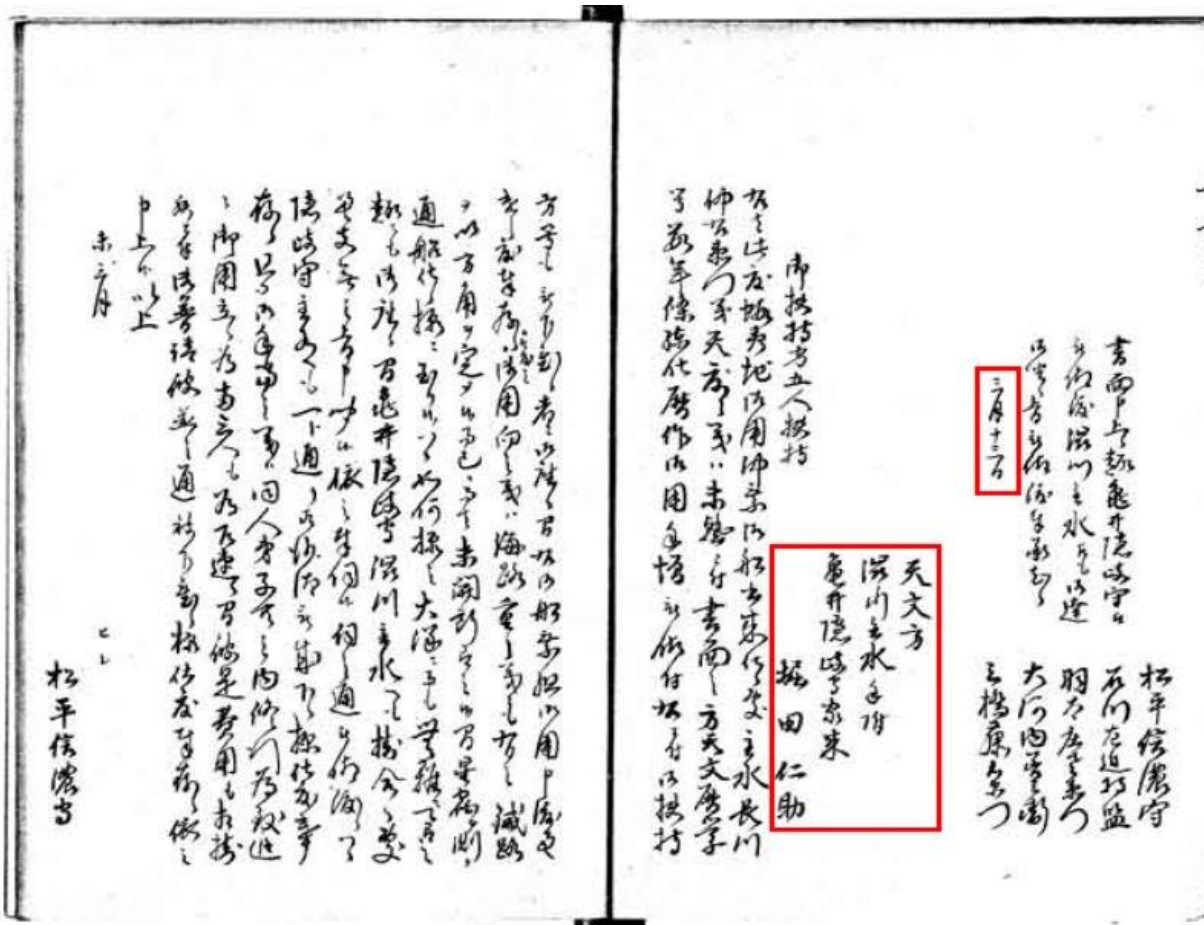
有司等の筆頭に松平忠明が選ばれたことに就いては、寛政十年(1798)十二月に若年寄堀田正敦から老中 戸田采女正氏教(とだうねめのかみ うぢのり)に差出した伺書(うかひしよ)にも、忠明の力量があつてかやうの御用に適してゐることを述べて、内意を尋ねたところ、同人も、「兼而(かねて)一通りの御奉公のみにて朽果(くちは)て候儀を甚歎(はなはだなげ)きをり、如何様の儀にても抜群の御用相勤(あひつとめ)、粉骨を尽し申度(まうしたき)心願にて罷在候趣(まかりありさふらふおもむき)」を申した由を記してゐる。蝦夷地開発の総宰として抜擢せられた忠明は、また一廉(ひとかど)の人材だつたのである。忠明は時に三十四歳、まだ壮齡であつただけに、功名心にも燃えてみたらうと思われる。

(参考: [日本ペンクラブ電子文藝館 森 銚三 -最上徳内-](#) 1~36 追記の18 より一部抜粋引用)

堀田仁助 蝦夷地海路測定^{つちのとひつじ}の幕命史料発見

堀田仁助の由緒（2～4頁）にある寛政十一己未年三月十三日付蝦夷地測定^{つちのとひつじ}の幕命は、北海道大学附属図書館 北方資料室のデータベース「休明光記」の「**休明光記附録1**」に見つけた。
此の幕命は津和野町・廿日市両町史にも紹介されていない、事蹟を証明できる貴重な史料と云えるものである。

(原文)



北海道大学附属図書館北方資料室データベース 「日本北辺関係旧記目録」 1.)

(休明光記附録1 / 羽太正養 全 59-60 頁の原文を画像ソフトで1頁に加工)

※7行目に三月十三日とある

6:

(解説文)

えぞちごようおきのりおんふねてんもんかたさしぞいさしつかわせそうろうぎもうしあげそうろうかきつけ
蝦夷地御用沖乗御船天文方差添差遣候儀申上候書付

しよめんもうしあげそうろうおもむきかめいおきのかみえ 書面申上候趣 亀井隠岐守江	まつだいら しなののかみ 松平 信濃守
おうせられのぎしぶかわもんど え も おたつし 被仰儀 渋川主水江毛御達	いしかわさごんのじょう 石川左近将監
ごきしよ とうせられのぎしよちたてまつりそうろう 御貴書被仰儀 奉承知候	はぶとしょう ぎえもん 羽太庄左衛門
さんがつじゅうさんにち 三月十三日	おおごうちぜんべ え 大河内善兵衛
	みつはしふじょう えもん 三橋藤右衛門

てんもんかたしぶかわもんど てつけ かめいおきのかみけらい
天文方 渋川主水手付 亀井隠岐守家来

ごふちかたごにんぶち
御扶持方五人扶持

ほったにすけ
堀田仁助

みぎはこたびえぞちごようおきのりおんふねしゅつたいつかまつりそうろうところ かながわちゆう えもん ぎ
右者此度蝦夷地御用沖乗御船出来仕候処、水主長川仲右エ門儀、
てんどのぎはみじくにつき しよめんのもてんもんれまがくとうすうねんしゅうれんつかまつり れまきくごよう
天度之儀者未熟二付、書面之者天文曆学等数年修練仕、歴作御用
てつたいせうせつけられ みぎにつきおんふねかたさしぞいさしつかわせそうろうものにござそうろうあいだ みぎおんふね
手傳被仰付、右二付御扶持方等も被下置候者二御座候間、右御船
のりくみごようもうしわたさしつかわせもうしたくぞんじたてまつりそうろう こたびの ごようむきの ぎはかいりがさねの
乗組御用申渡差遣申渡奉存候。今度之御用向之儀者海路重之
ぎにもこれあり しんるをほうがくをきだめもつてそうろうのみにてはいまだけつしよこれありそうろうあいだ
儀二も有之、針路を以方角を定候而已二而者未欠所有之候間、
せいしゆくを はかり つうせんつかまつりそうろうよう にいたりそうろうは ばい かようのたいようにても
星宿を測り、通船仕候様二至り候ハバ、如何様之大洋二而も
おなんにこれあるべしおもむきにも ござそうろうあいだ かめいおきのかみしぶかわもんど え も かりあいそうろうところ
無難二可有之 誼二も御座候間、亀井隠岐守 渋川主水江も懸合候 処、
ゆびさしこれなきわねもうしきかせそうろう これによつてかがいたてまつりそうろう うかがいのとおりにおせられわたしそうら は ば
指支無之旨申聞候。依之奉伺候。伺之通被仰渡候ハバ、
おきのかみもんど え も ひととおりにごきたなされくだしそうろうようしたくそうろうおりそうろう かつおんであての ぎは
隠岐守主水江も一通御沙汰被成下候様支度候存候。且御手当之儀者、
どうにんでしごものうちしゅぎよういたたく おいごようだてそうろうも のりょうきんにんも めしつられそうろうあいだ
同人弟子共之内修行致度、追々御用立候もの両三人も為召連候間、
かれこれひようも あいかりそうろうにつきしんごふしんやくなみのとおりにくされおきそうろうようしたくぞんじたてまつりそうろう
彼是費用も相懸候二付、御普請役並之通被下置候様支度奉存候。
これによつてもうあげそうろうじじょう いじじょう
依之申上候。以上。

ひつじきんがつ
未三月

まつだいらしなののかみ
松平信濃守

(現代文)

えぞちごようおきのりおんふねてんもんかたさしぞいさしつかわせそうろうぎもうしあげそうろうかきつけ
蝦夷地御用沖乗御船天文方差添差遣候儀申上候書付

: @ ^	松平 信濃守)
亀井隠岐守に書面で趣旨を申し上げます。	石川左近将監
云われた事を渋川主水にも伝えました。	羽太庄左衛門
手紙での内容は全て承知致しました。	大河内善兵衛
三月十三日	三橋藤右衛門

てんもんかたしぶかわもんど てつけ かめいおきのかみけらい
天文方 渋川主水手付 亀井隠岐守家来

ごふちかたごにんぶち
御扶持方五人扶持

ほったにすけ
堀田仁助

しぶかわもんど かめいおきのかみ
幕府の天文方 渋川主水の従者・亀井隠岐守の家臣

待遇格は五人扶持（自分以外に家族や使用人計5人を養える、現代の年収6～7百万か？）堀田仁助
この者は、今回、北海道近海を幕府御用船乗組になった。

これに付いて船長の長川仲右エ門は、天文学の方では熟練者ではない現状、そこでこの書面に記載された者（仁助）には天文科学・地理学など長い間の研究経験がある為、科学・地理・篇暦の幕府御用方補佐役として任命された。拠ってこの任官期間の待遇を幕府船の乗組としての下記の給付で手当をしたいので御承認を願う。

今回の航海目的は、従来の海路を再探査する。調査経路も今までの海上操舵測量のみでは、航海術上では不正確な点が多く、今回は星座（北斗七星などの恒星系）による天体観測技術による航海方法の実験をする。

この星座観測航海法だと何処の大海のどの海域をも万全に航行できる航海術が調査研究できる。亀井隠岐守、天文所の役方渋川主水へ本件の所掌関連上司として差し支えない事をここに打診したい。

具申通り、OKであれば、亀井隠岐守、天文方重役渋川主水にも仁助の待遇を事前申請通りに取扱ってもらいたい。当人への手当・費用については、御用調査船乗組員の中に仁助の手代（見習い従者）として2～3の研修者の参加を要するので、その間の付帯経費も或程度予算立てをしたい。

普請役級（天文方所管寺社奉行配下の役方次席クラス待遇）の給与・諸経費を予算立て願いたい旨でここに申し上げた。以上

ひつじきんがつ
未三月。

まつだいらしなののかみ
松平信濃守

（解説文読み下しルビ・現代文 井原氏協力）

江戸とアッケシ間の航路、ことに本州から沖を乗切る船路は未（いま）だ定まらず、蝦夷各地の位置も不詳で、針路を以て方角を定めて船をやることができなかつた。

蝦夷地への迅速な物資輸送の急務を望み、船で海上から天文観測により方位を定め、江戸から厚岸間の東蝦夷地への海上直通航路を開くことに強い執念を持っている幕府は、寛政十一年（1799年）三月、相州浦賀で朱塗唐風（からふう）の「神風丸」一四六〇石積を新造した。

松平信濃守は天文方を乗込ませ、測量図作成の任を御普請役（ふしんやく）並の待遇で堀田仁助に命じた。仁助の由緒書と同じく、寛政十一年（1799）未（さる）三月十三日の蝦夷地御用拜命のことで符合する。

しかし不思議なのは、五人の蝦夷地取締御用掛の当事者であるエリートの有司たる羽太庄左衛門正養が「休明光記巻之1」錯誤の個所と「休明光記附録1」の書付とを全く無神経に錯誤していることである。尚、『休明光記』（1807年刊）とは、羽太庄衛門正養（1754-1814）が寛政十一年に蝦夷地取締掛を命ぜられてから、函館奉行、松前奉行として、蝦夷地経営の最高官僚であった時代の記録を要領よくまとめたものである。「休明光記」昭和53年刊によれば、公文書はその附録に記録しているとされるが、「休明光記附録1」は広島県立図書館には所蔵されていないため、北海道大学附属図書館北方資料室データベース「日本北辺関係旧記目録」1.（休明光記附録1 / 羽太正養）で確認。

[《トップページへ》](#)

8:

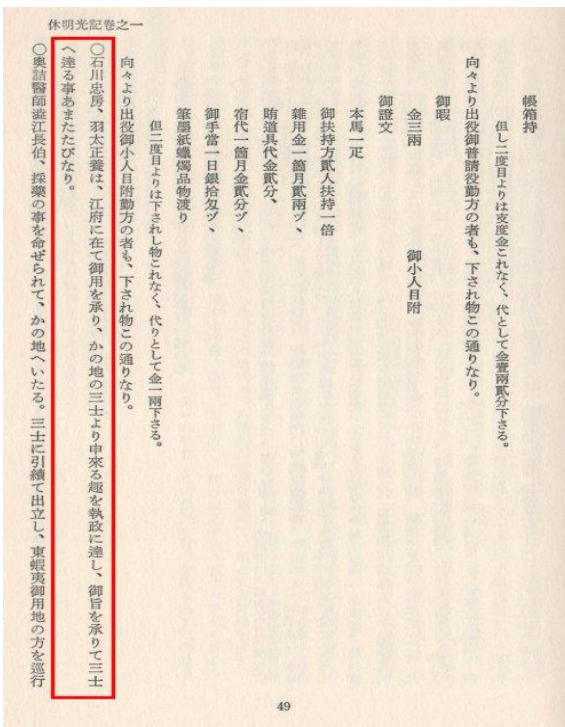
羽太正養 休明光記 1

わずか1ページに残した錯誤の不可思議な謎

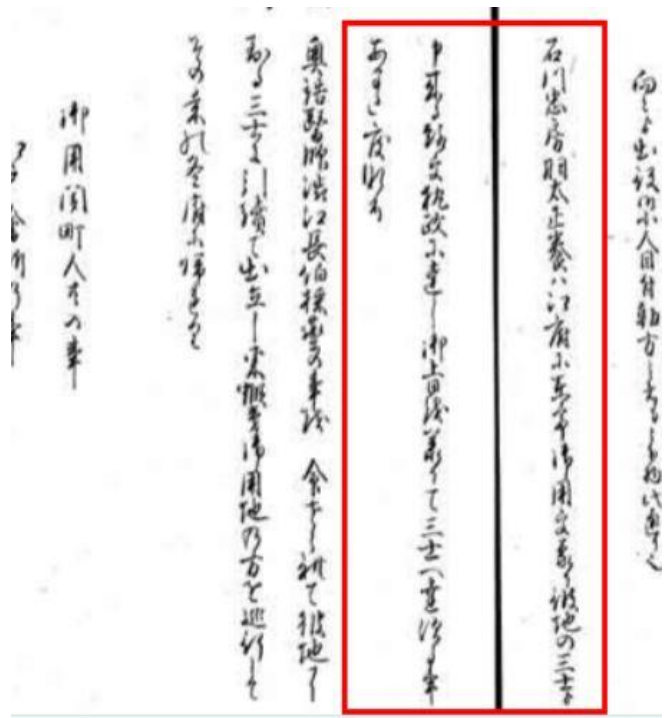
- [休明光記 1 / 羽太正養](#) (日本北辺関係休記目録) 全 写本 文化4年序 (1807) 成立。
北海道大学 北方資料データベースより入手
- 「休明光記」羽太庄左衛門正養 北方未公開古文書集成 第4巻所収 昭和53年(1978年)。
「エリート官僚が書いた休明光記 和田敏明」叢文社 (広島県立図書館蔵)

文化4年の写本と昭和53年に翻刻された両史料を対比検証を試みた。

“石川忠房、羽太正養は、江府(こうふ/江戸の別名)に在て御用を承り…”部分の対比に差異なし。



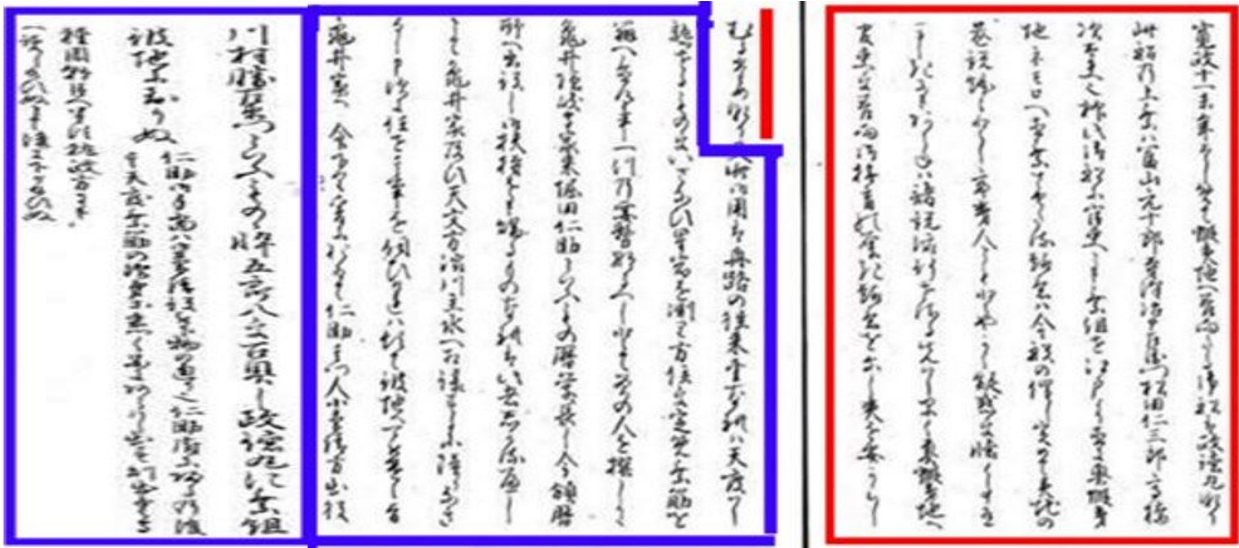
(エリート官僚が書いた休明光記 49 頁)



(休明光記 1 (48/63 ページ)より引用)

石川忠房、羽太正養は、江府(こうふ/江戸の別名)に在て御用を承り、かの地の三士より申来る趣を執政に達し、御旨を承りて三士へ達する事あまたたびなり。

わずか1ページに残した錯誤の不可思議な謎について



(原文)

休明光記 1(54~55/63 ページ)加工

「休明光記」羽太庄左衛門正養 北方未公開古文書集成 第4巻 文化4年(1807年) 成立より引用

●原文読みやすい「休明光記巻之1・2」の巻之1 34/65頁 札幌中央図書館蔵
(参照 本P16~17)

●寛政十一ひつじ年初めて蝦夷地へ寒気たる三船は、清徳丸なり。この船の上場は、富山本十郎、寺澤千房衛門、松田仁三郎、高橋次太夫なり。そもそもこの船に官吏ども乗組せ、江戸より直に奥蝦夷地ネモロへ直乗させたる趣意は、今般の催し、定めて夷地の巷説紛々(こうせつふんぷん)として、夷人(いじん)どもとかく疑惑を懐(いだ)く事有まじきにもあらねば、諸説流行せざるさきに、早く奥蝦夷地へ官吏をさしむけ、御撫育(ごぶいく)の厚き趣意を示し、夷人心を安からしむるためなり。

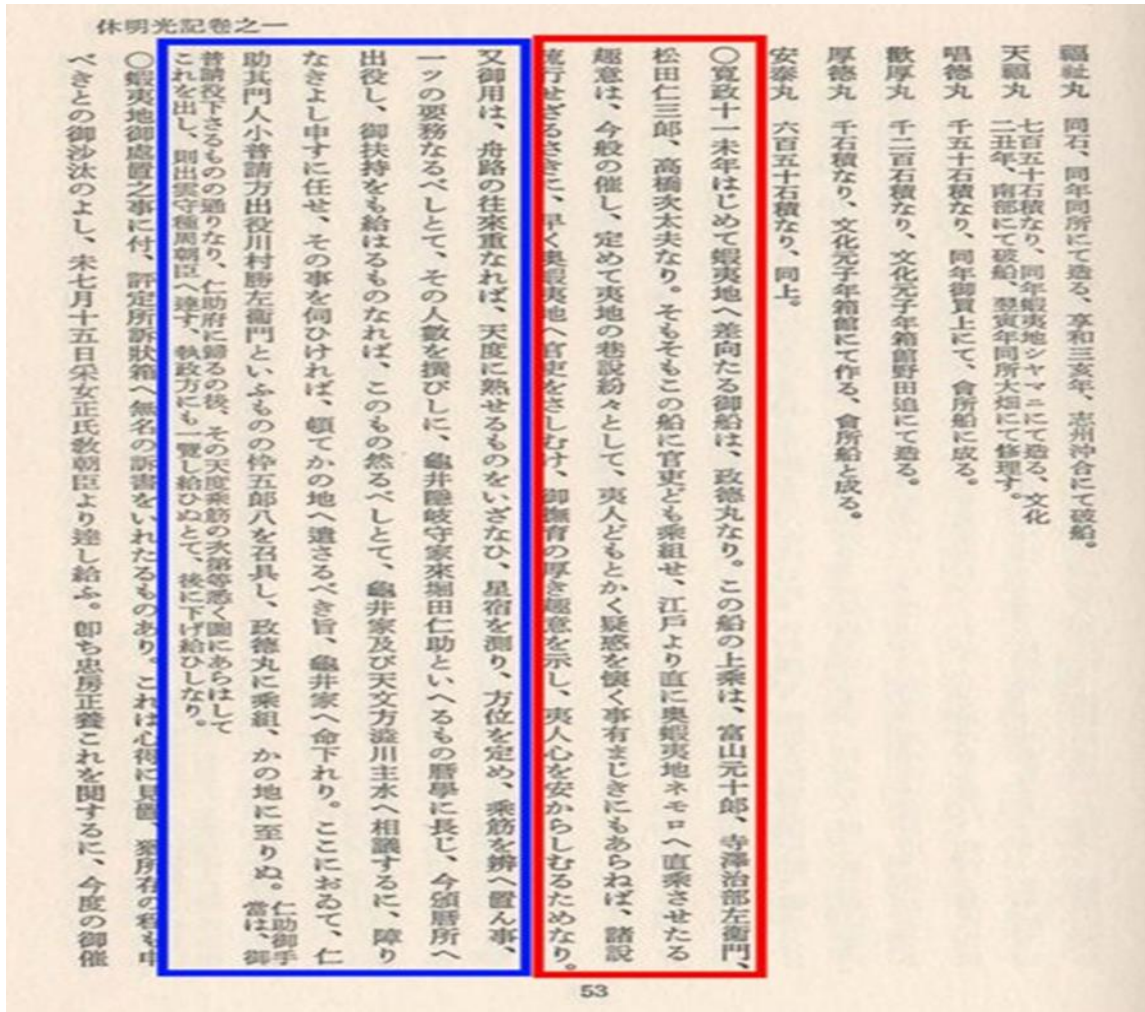
重大な錯誤が以下の箇所(青枠)

●又御用は、舟路の往来重なれば、天度に熟せるものをいざなひ(誘い)、星宿を測り、方位を定め、乗筋を辨(わきま)へ置ん事、一つの要務なるべしとて、その人数を撰びしに、亀井隠岐守家来堀田仁助といへるもの曆學に長じ、今頒曆所(はんれきしよ)へ出役し、御扶持(ごふち)をも給はるものなれば、このもの然るべしとて、亀井家及び天文方渋川主水へ相議するに、障りなきよし申すに任せ、その事を伺ひければ、頓(やが)てかの地へ遣(つかわ)さるべき旨、亀井家へ命下れり。ここにおゐて、仁助其門人小普請方(こぶしんかた)出役川村勝左衛門といふものの倅五郎八を召具(めしぐ)し、政徳丸に乗組、かの地に至りぬ。仁助御手當は、御普請役下さるものを通りなり、仁助府に歸る後、
その天度乗筋の次第等悉(ことごと)く圖(ず)にあらはしてこれを出し、則出雲種周(たねちか)朝臣へ達す、執政方にも一覽し給ひぬとて、後に下げ給ひしなり。

寛政十一未年はじめて(第一便)して蝦夷地へ差向たる御船は、「政徳丸」なり。上乘は、富山元十郎ら。また仁助其門人川村勝左衛門といふものの倅五郎八を召具(めしぐ)し、政徳丸に乗組、かの地に至りぬ。の赤字部分が明らかに間違いである。仁助門人らは第二便の「神風丸」に乗組んだが正しい。

羽太正義の「休明光記1」出鱈目な記事【53頁】

(翻刻)



「エリート官僚が書いた休明光記」53頁

この史料は、1807年成立の原文の記述が、171年後1978年の翻刻文に継承されているのは明らかであり、両休明光記の文章に差異はない。嘘が正義に勝るはずもなく、今の世にエリートの羽太の心境は如何にあらん……。

「エリート官僚が書いた休明光記」53頁 詳細

- ・寛政十一未年はじめて蝦夷地へ差向たる御船は、政徳丸で、官吏 富山元十郎、寺澤治部左衛門、松田仁三郎、高橋次太夫を蝦夷地へ派遣、早く奥蝦夷地へ官吏をさしむけ、御撫育（ごぶいく）の厚き趣意を示し、夷人心を安からしむるためなり。
- ・江戸より奥蝦夷地ネモロへ直乗（じきのり/途中寄港しないで目的地へ直行すること）させ

早く奥蝦夷地へ官吏を派遣し、撫育（ぶいく/常に気を配り、大切にそだてること）のねらいを示し、夷人の心中穏やかにするためである。

ところが、次の行から前述の内容から一転して、違和感のある文言が続く（青枠）。

●「御用は、舟路の往来重なれば」と天文測量に秀でた堀田仁助を頼（やが）てかの地へ遣（つか）す亀井家へ命下る。川村勝左衛門の倅五郎八を召具（めしぐ）し、政徳丸に乗組、かの地に至りぬ

「政徳丸」は、寛政十一年三月二十四日品川を発している。（本 30 頁「北夷談」参照）

そして、蝦夷地取締御用掛より、「堀田仁助の蝦夷地測定の幕命」は寛政十一年三月十三日付と 11 日も前に達しが出ている。

「休明光記 53 頁」（本 10 頁）は、達しを出したその御用掛の一員である羽太が何を血迷ったか整合性のない転調の如く記録文書の文言をつなぎ合わせたとしか考えられない。

53 頁は何回読み返しても、文章の繋がりに違和感を持ち、「蝦夷地開発記」との差異の理由がどちらかが偽証しているのではないかと考えた。そして、それは「北夷談」で疑惑が氷解した。

●この政徳丸の航海記は松田任三郎の「北夷談」に詳しい。

北夷談（ほくいだん）は、

寛政 11 年（1799）—文化 5 年（1808）の松田任三郎の日記 彩色絵入。文政初年成立。

越後国頸城郡鉢崎村（現在の柏崎市）出身の松田伝十郎（1769 - 1843）の、寛政 11 年（1799）蝦夷地御用掛となって以来、文政 4 年（1821）まで数度にわたる蝦夷地での体験を纏（まと）めたもの。文化 5 年（1808）間宮林蔵と共に樺太探検を行い、樺太が島であることを確認した功績がよく知られている。

北夷談よれば、寛政 11 年三月二十四日品川を発した「政徳丸」に乗り込んだのは、官吏富山元十郎、寺澤治部左衛門、松田仁三郎、高橋次太夫で、早く奥蝦夷地へ官吏をさしむけ、御撫育（ごぶいく）の厚き趣意を示し、夷人心を安からしむるため、江戸より直に奥蝦夷地ネモロへ早く官吏を直乗（じきのり）させたのである。（8～9 頁 参照 北夷談）

ところが、第一便政徳丸を天文測量等に疎い官吏のみで出立させたが、目指す成果が得られなかった。これから航路の往来が度重なれば、天文測量せずして沖乗り航法で航路を見極めることは困難である事に気づいたのであろう。

●では羽太はどう対策したか。 “堀田仁助に白羽の矢を立てた”

適任者として暦學に優れた、斜陽の天文方渋川家 渋川主水の手伝い 小藩津和野藩 堀田仁助に白羽の矢を立てたのである。

「白羽の矢を立てるというその俗説」には、多くの中から犠牲者として選出されるニュアンスがあり、失敗を許されない伊能忠敬の前の露払いにとの強い思いがあったのは間違いないのではないか。謂わば、仁助は「捨て駒」ということになる。保身を担保にした官僚としての羽太の強かさに脱帽である。

本 12 頁の測量日記 第一巻 4 月 7 日に驚愕の事実

●勘定奉行石川将監様は書き物の手を休め、我が方をお向きになって「そなたは天文に詳しい人物とのみに思っていたが、代々の家柄で、人情厚いそなたを蝦夷地へ遣(つか)わして、測量不成功に終わらせたくはないから、来春に延ばした方が良いと私は思ったのだ」とおっしゃった。

幕府との交渉過程での生々しいやり取りを忠敬は忠実に記録している。

石川将監にこう云わせる忠敬の強^{したた}かな、これぞ剛毅^{ごうぎ}という腹の内を見せられたような気がする。

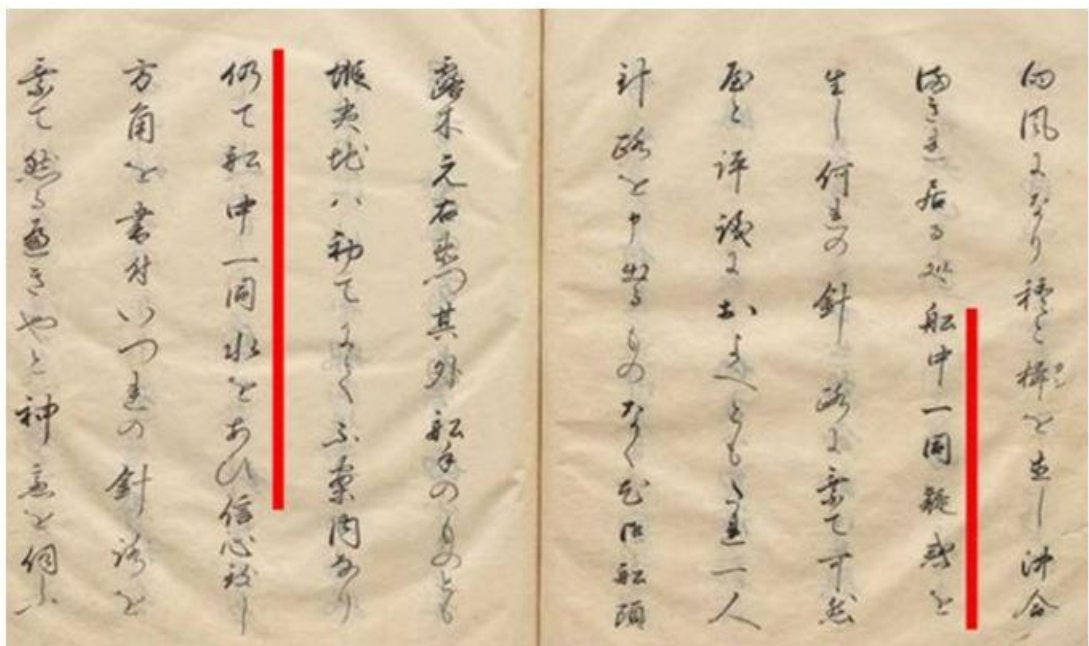
松田任三郎の「北夷談」・政徳丸の航海記

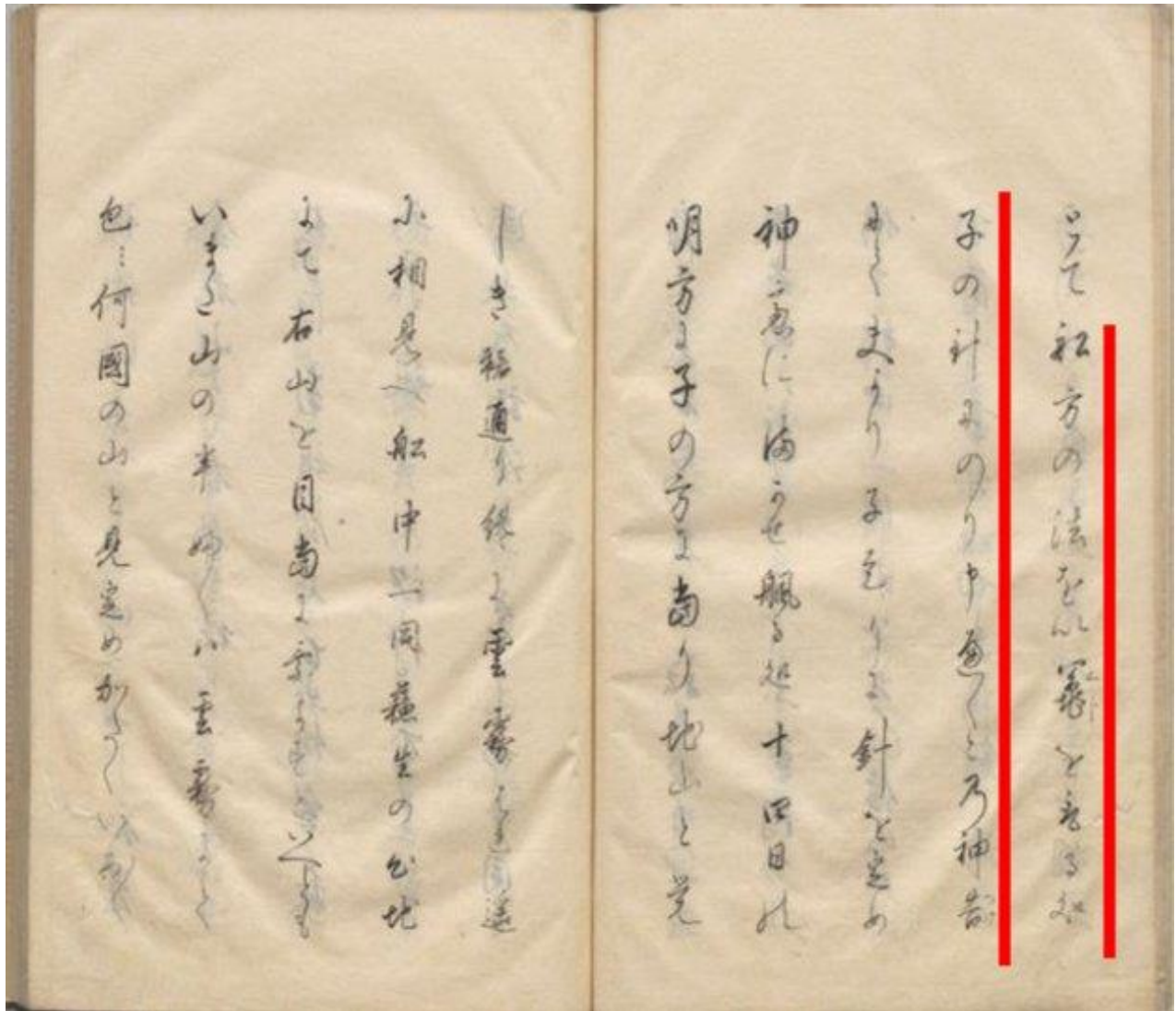
政徳丸の動向

難航を重ね四月二十九日南部の宮古に達す。宮古で風待ちすること 38 日 (4 月 : 2 日、5 月 : 29 日、6 月 7 日 計 38 日)。6 月 7 日出立し「政徳丸」は、霧にさえぎられ海中に漂うこと四日。

「船中一同疑惑を生じ、いづれの針路に乗ってしかるべきや評議に及ぶ共誰か一人針路を出る者なく、もっとも船頭露木元右エ門ほか^{ふなて}船手の者共蝦夷地は初めてにて不案内なり。」

「仍て船中一同水を浴び信心いたし方角を書付いづれの針路を乗りてしかるべきや」^{しんりょね}「神慮子うな心細い航海を続け日高沖に漂流し、難航に難航を重ねたあげく、漂流といえる有様で六月廿日釧路着、六月二十九日ようやくアッケシへたどり着いた(天意)を伺う船方の法を以^{もつてくじ}って籤を取る処。





15 頁

船方の法以って籤くじを取る処、子^ね（北の方角）の針路に乗り申すべきと神告（しんこく/神が教え示す）にてそれより子^ね走りに針路を定め神慮（しんりよ/神のころ）に任せるといったような心細い航海を続け日高沖に漂流し、難航に難航を重ねた揚句、十九日^{ようや}漸くクシロへたどり着いた、六月二十九日ようやくアッケシへたどり着いた。（15/120 頁（1 行目～））

[\[目次に戻る\]](#)

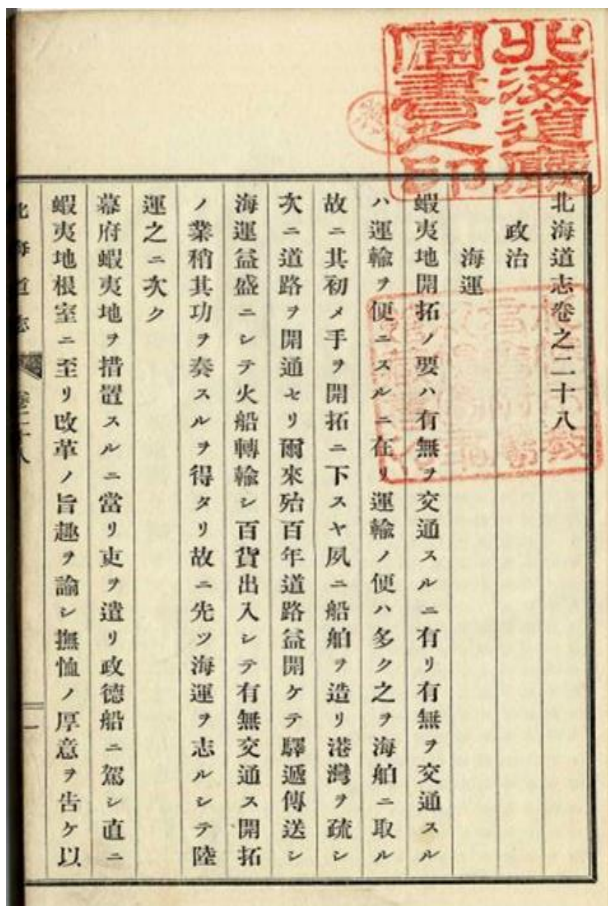
14:

北海道志 卷之二十八 海運

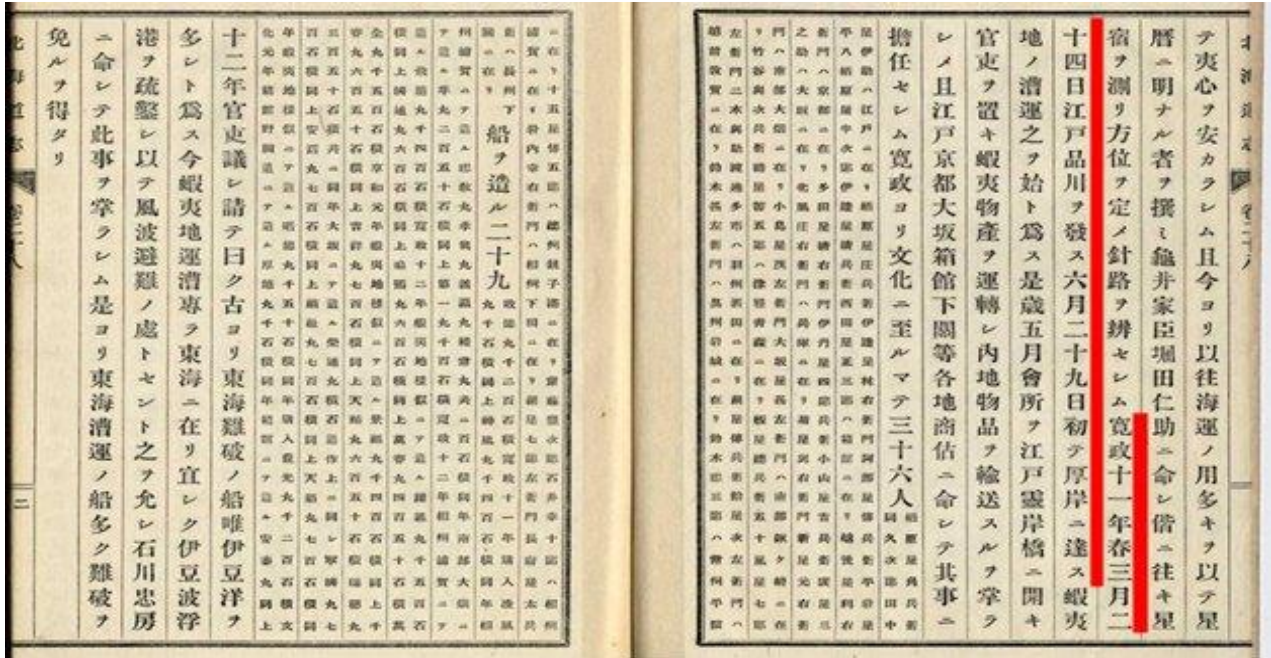
「北海道志」には三月二十四日品川を發し六月廿九日アッケシに達した事になっている。宮崎幸麿氏は「北海道志」の説も附記して「日付が違ふ。仁助の乗った船名が違ふ。何れに拠(よ)れるや疑(う)べし」と言っているが是には抑々(そもそも)次のような誤りがあるのだ。堀田仁助の蝦夷地海路測定事蹟」—新資料「蝦夷地開發記」に就(つ)いて— 高倉信一郎』の中で皆が得心する指摘をしている。

それは・・・その根源は「休明光記」にあるという。 (※根拠：9～11頁参照)

「北海道志 卷二十八」 開拓使/編 政治海運



「北海道志」の日付けは恐らくこれに拠(よ)ったと高倉新一郎は指摘している。その根拠は、仁助の事蹟を記録した道中手扣(どうちゅうてびかえ)の写本「蝦夷地開發記」/ 鈴木周助」が昭和7年(1932)に発見された故、当時の「休明光記」より「北夷談」に拠(よ)ったと判断した。



「北海道志 卷二十八」 開拓使/編 政治海運 大蔵省明治 17 年(1884)刊
(札幌中央図書館蔵より引用)

[\[目次へ戻る\]](#)

羽太の出鱈目の記述が昭和 63 年の論文に引用されているのを発見！

https://www.jstage.jst.go.jp/article/journalhs1981/8/0/8_0_245/_pdf/-char/ja

(第 8 回日本土木史研究発表会論文集 1988 6 月)

「箱館港の築島とその周辺状況」長尾 義三, 寺中 啓一郎

「2・とくに東廻りを中心として、御用船による内国との海運」

● 休明光記の虚偽の情報を引用した論文が 1988 年(昭和 63 年)に発表を初めて発見。

幕府は蝦夷と江戸との航路の確保のため、航路の測定を領暦所出役「堀田仁助」に命じて、これを実施している。

このことは、休明光記 卷之一 に「寛政十一年はじめて蝦夷地へ差向たる御船は、**政徳丸**なり…」。又御用は、航路の往来重なれば、天度に熟せるものをいざなひ、星宿を測り、方位を定め、乗筋を辨(わきま)へ置ん事、一つの要務なるべしとて、その人数を撰びしに、亀井隠岐守家来堀田仁助といへるもの暦学に長じ、今領学所へ出役し、…。ここにおいて、仁助其門人小普請方出役川村勝左衛門といふものの粹五郎八を召具(めしぐ)し、政徳丸に乗組、かの地に至りぬ。

3) としるしている。

註 3) ^{はぶとまさやす}羽太正養: 「休明光記 卷之 一」御用船の事並政徳丸ネモロへ直乗の譯, 天文名堀田仁助乗組の事. 文化 4 年(函館市立図書館所蔵)⇒入手不可に付、「休明光記 1」羽太庄左衛門正養写本 文化 4 年(1807 年)成立(北大北方資料室データベース)(参照: 本 28~29 頁)

16:

この論文の巻末に、著者の今回の調査にあたり、資料提供など多くの点でお世話になった函館市市史編纂室、市立図書館、市立博物館云々とあり、北海道の公共機関の専門家さえ、性善説に立っているのか錯誤に気が付いていないのが現状である。

「休明光記」が羽太正養の在任中 寛政 11 年（1799）から文化 4 年（1807）の間の「蝦夷御処置」を後世に伝えるために著したものと強く認識されていることからして、それぞれの史料 53 及び 54 頁たった 1 ページの錯誤に注視してくれる歴史家が修正の機運を高めることでもおない限り永遠に堀田仁助は第一便「政徳丸」に乗組み散々の航海であったという濡れ衣を負ったままの史実とされるのであろうか・・・。

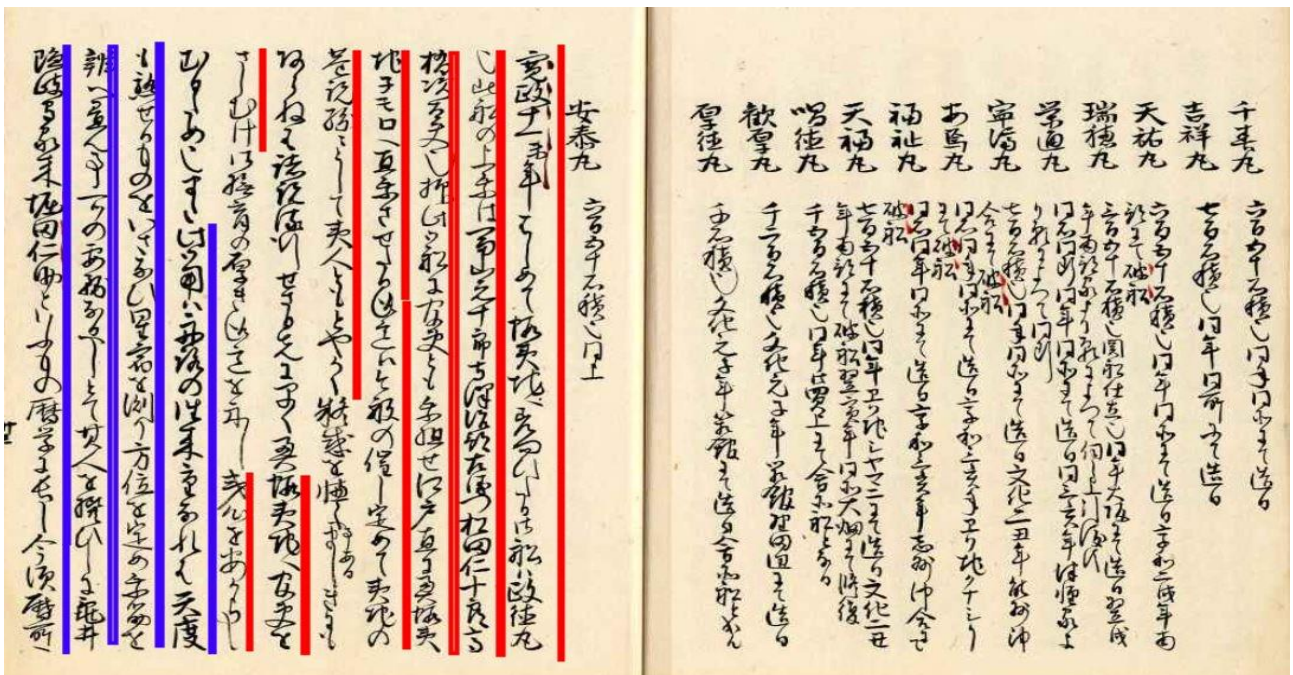
「蝦夷地開発記 / 鈴木周助」の手記は、次 36 頁に 3 月 17 日、6 月 27 日出帆御用船は、政徳丸には松田任三郎、そして、神風丸には 堀田仁助、鈴木周助乗組と錯誤なく記録している。

「蝦夷地開発記」は鈴木周助の道中^{どうちゆうびかえ}扣で本人の手記になるものであり、明らかに、役高千石の羽太正養の書いた「休明光記」の錯誤、出鱈目が顕著と云えるのである。

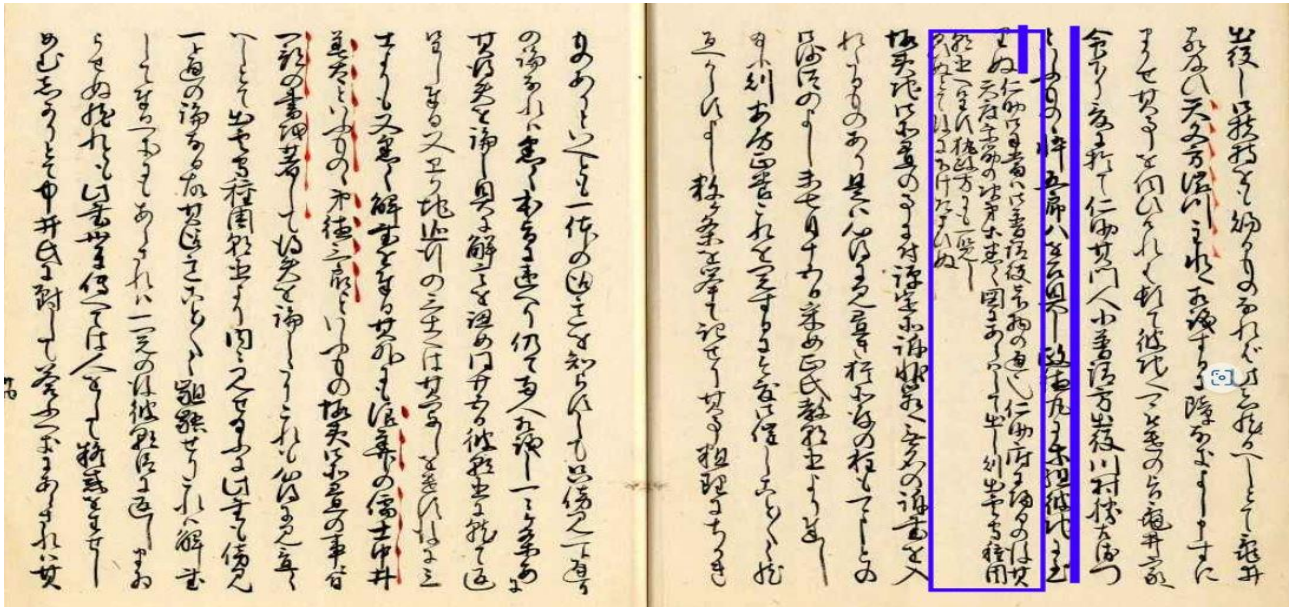
● 「休明光記」の錯誤、出鱈目を原文と翻刻で検証!!

「休明光記 1」羽太庄左衛門正養写本（北大北方資料室データベース）はくずし字の判読が難解故、比較的判読可能な札幌中央図書館蔵の「休明光記 卷之 1・2」の原文「卷之 1」と本 29 頁の翻刻本「エリート官僚が書いた休明光記」叢文社 昭和 53 年（1978 年）（広島県立図書館蔵）53 頁を比較対照した。

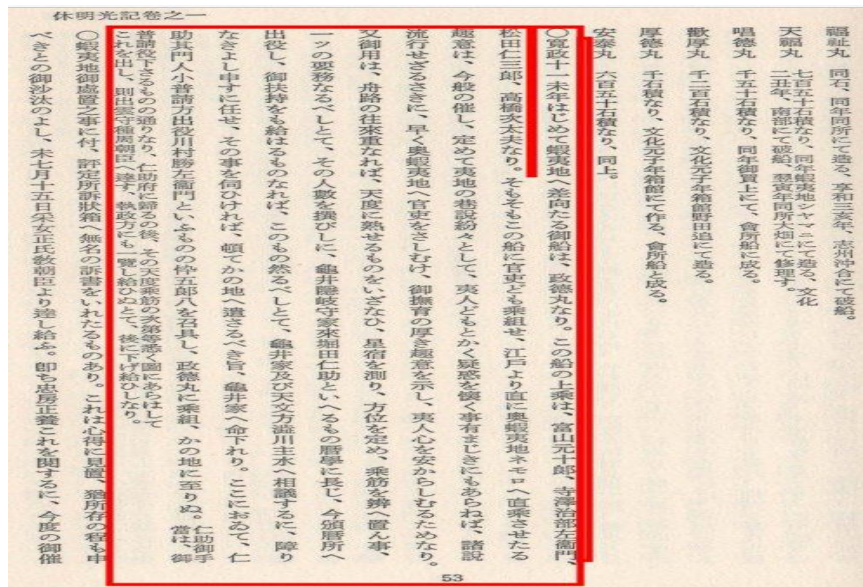
これら史料の比較対照から云えることは、羽太の書いた原文と翻刻の文章は同一であることは間違いないと評定できる。（参照 本 8～10 頁）



「休明光記巻之 1・2」の巻之 1 34/65 頁 札幌中央図書館



「休明光記巻之1・2」の巻之1 35/65 頁 札幌中央図書館蔵



(翻刻「エリート官僚が書いた休明光記」53 頁引用)

昭和の8年(1933)札幌の古書店で発見・入手した「堀田仁助の蝦夷地海路測定事蹟」一新資料「蝦夷地開発記」に就(つ)いて—高倉信一郎』が指摘した『休明光記』に端を発した間違いの検証結果を得た。

しかし、休明光記を引用した「北海道志」は今更修正出来ず、事実でない仁助の事蹟が今後も引き続き語られるのであろう。如何せん、仁助の事蹟の根拠を^{あらわ}顯す1804年成立の道中手扣の写本が、昭和7~8年に発見されるという不遇がもたらしたものと受け入れるしかない。

[【目次へ戻る】](#)

[《トップページへ》](#)

[お主サイトトップページ](#)